



熊本県公報

第11743号
平成20年9月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 漁船保険義務加入の同意の承認…………… (団体支援総室) 1
 - 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
 - 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 4
- 公 告**
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について…………… (都市計画課) 5
 - 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表…………… (人事課) 5
- 登 載 依 頼**
- 熊本県景観審議会を開催…………… (都市計画課) 64

告 示

熊本県告示第855号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成16年10月1日熊本県告示第988号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年9月30日限りで消滅するので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成20年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

長洲加入区

熊本県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--|---|-----------|
| ホームヘルパーステーション ゆうとびあ 下益城郡富合町古閑994番地1 | 社会福祉法人福寿会 下益城郡富合町古閑994番地1 | 平成18年4月1日 |
| 坂本の里一灯苑ホームヘルプサービスセンター 八代市坂本町坂本1071番地 | 社会福祉法人川岳福社会 八代市坂本町坂本1071番地 | 平成18年4月1日 |
| 社会福祉法人大津町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 菊池郡大津町室151番地1 大津町老人福祉センター内 | 社会福祉法人大津町社会福祉協議会 菊池郡大津町室151番地1 大津町老人福祉センター内 | 平成18年4月1日 |

| | | |
|--|-------------------------------------|-----------|
| 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会訪問介護事業所 菊池郡菊陽町久保田2596番地 | 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 菊池郡菊陽町久保田2623番地 | 平成18年4月1日 |
| 訪問介護事業所トラスティホームげんき 菊池郡菊陽町辛川1923番地1 | 医療法人永田会 上益城郡益城町惣領1522番地1 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防訪問入浴介護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会訪問入浴事業所 菊池郡菊陽町久保田2596番地 | 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 菊池郡菊陽町久保田2623番地 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防訪問看護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| 訪問看護ステーションきんもくせい 下益城郡富合町古閑992番地 | 医療法人緑幸会 下益城郡富合町古閑1012番地 | 平成18年4月1日 |
| おぐに訪問看護ステーション阿蘇郡小国町宮原1742番地1 | 小国町外ヶ町公立病院組合阿蘇郡小国町宮原1743番地 | 平成18年4月1日 |
| 老人訪問看護ステーションおおづ 菊池郡大津町室261番地16 | 医療法人社団恵生会 菊池郡大津町室261番地9 | 平成18年4月1日 |
| 訪問看護ステーションひまわり 菊池郡菊陽町曲手760番地 | 医療法人社団熊本丸田会 熊本市九品寺一丁目15番7 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防訪問リハビリテーション) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| 岸病院 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 医療法人菊芳会 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 平成18年4月1日 |
| 有明成仁病院 玉名郡長洲町宮野2775番地 | 医療法人社団聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防居宅療養管理指導) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| 岸病院 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 医療法人菊芳会 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防通所介護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| デイサービスセンターゆうとぴあ 下益城郡富合町古閑994番地1 | 社会福祉法人福寿会 下益城郡富合町古閑994番地1 | 平成18年4月1日 |

| | | |
|--|---|-----------|
| 坂本の里一灯苑デイサービスセンター 八代市坂本町坂本1071番地 | 社会福祉法人川岳福祉会 八代市坂本町坂本1071番地 | 平成18年4月1日 |
| デイサービスセンター星の里 菊池郡菊陽町津久礼825番地5 | 医療法人社団まこと会 菊池郡菊陽町津久礼868番地5 | 平成18年4月1日 |
| 社会福祉法人大津町社会福祉協議会指定通所介護事業所 菊池郡大津町室151番地1 大津町老人福祉センター内 | 社会福祉法人大津町社会福祉協議会 菊池郡大津町室151番地1 大津町老人福祉センター内 | 平成18年4月1日 |
| きほう苑通所介護事業所 菊池郡菊陽町辛川1929番地 | 社会福祉法人清陽会 菊池郡菊陽町辛川1929番地 | 平成18年4月1日 |
| NPOサンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町津久礼3600番地15 | 特定非営利活動法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン 熊本市西阿弥寺町1番地1 | 平成18年4月1日 |
| デイサービス花花 菊池郡菊陽町津久礼4119番地3 | 有限会社ライフデザイン 菊池郡菊陽町津久礼4119番地3 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防通所リハビリテーション) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| にくまもと病院指定通所リハビリテーション事業所れんげ草 下益城郡富合町古閑1012番地 | 医療法人緑幸会 下益城郡富合町古閑1012番地 | 平成18年4月1日 |
| おぐに老人保健施設 阿蘇郡小国町宮原1742番地1 | 小国町外一ヶ町公立病院組合 阿蘇郡小国町宮原1742番地1 | 平成18年4月1日 |
| 医療法人菊芳会岸病院デイケアセンター 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 医療法人菊芳会 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 平成18年4月1日 |
| 熊本セントラル病院通所リハビリテーション事業所 菊池郡大津町室955番地 | 医療法人潤心会 菊池郡大津町室955番地 | 平成18年4月1日 |
| 東熊本第二病院通所リハビリセンター 菊池郡菊陽町辛川1923番地1 | 医療法人永田会 上益城郡益城町惣領1522番地1 | 平成18年4月1日 |
| 指定通所リハビリテーション 熊リハ病院 菊池郡菊陽町曲手760番地 | 医療法人社団熊本丸田会 熊本市九品寺一丁目15番7 | 平成18年4月1日 |
| (介護予防短期入所生活介護) | | |
| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
| ショートステイゆうとぴあ 下益城郡富合町古閑994番地1 | 社会福祉法人福寿会 下益城郡富合町古閑994番地1 | 平成18年4月1日 |

| | | |
|------------------------------------|-------------------------------|-----------|
| あそん里短期入所生活介護事業所 阿蘇市一の宮町坂梨2365番地 | 社会福祉法人治誠会 阿蘇市黒川431番地 | 平成18年4月1日 |
| 坂本の里一灯苑短期入所施設 八代市坂本町坂本1071番地 | 社会福祉法人川岳福祉会 八代市坂本町坂本1071番地 | 平成18年4月1日 |
| きほう苑短期入所生活介護事業所 菊池郡菊陽町辛川1929番地 | 社会福祉法人清陽会 菊池郡菊陽町辛川1929番地 | 平成18年4月1日 |

(介護予防短期入所療養介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|------------------------------|----------------------------------|-----------|
| おぐに老人保健施設 阿蘇郡小国町宮原1742番地1 | 小国町外一ヶ町公立病院組合 阿蘇郡小国町宮原1742番地1 | 平成18年4月1日 |
| 岸病院 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 医療法人菊芳会 菊池市泗水町豊水3388番地1 | 平成18年4月1日 |
| 有明成仁病院 玉名郡長洲町宮野2775番地 | 医療法人社団聖和会 玉名郡長洲町宮野2775番地 | 平成18年4月1日 |
| 福田医院 菊池郡大津町大津1195番地 | 医療法人福田会 菊池郡大津町大津1195番地 | 平成18年4月1日 |
| 東熊本第二病院 菊池郡菊陽町辛川1923番地1 | 医療法人永田会 上益城郡益城町惣領1522番地1 | 平成18年4月1日 |

(介護予防認知症対応型通所介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------------------|-------------------------|-----------|
| デイサービスセンターいろり庵 阿蘇市一の宮町坂梨2365番地 | 社会福祉法人治誠会 阿蘇市黒川431番地 | 平成18年4月1日 |

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------|
| グループホームげんきの家 菊池郡菊陽町辛川1923番地1 | 医療法人永田会 上益城郡益城町惣領1522番地1 | 平成18年4月1日 |

熊本県告示第857号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成20年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称、事業所の名称及び事業の種類 | 変更があった事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|----------------------|----------|--------|--------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|--|---------------------------|---|--|----------------|
| 特定非営利活動法人ジョブパートナー 特定非営利活動法人ジョブパートナー 就労移行支援 就労継続支援A型 | 法人の名称 事業所の名称 事業所の住所 | 特定非営利活動法人なごみサポート 特定非営利活動法人なごみサポート 熊本県宇城市松橋町両仲間江口原49-1 | 特定非営利活動法人ジョブパートナー 特定非営利活動法人ジョブパートナー 熊本県宇城市松橋町松橋438-1 | 平成20年 8月22日 |
|--|---------------------------|---|--|----------------|

公 告

熊本県公告第686号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事でなくなった者及び新たに理事となった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。
 平成20年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 理事でなくなった者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|----------------|
| 倉岡 育男 | 城南町大字今吉野1072番地 |

2 新たに理事となった者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 倉岡 則幸 | 城南町大字今吉野772番地 |

熊本県公告第687号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）に基づき、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。
 平成20年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用
 平成19年度に新たに採用された一般職（臨時職員を除く。）の職員及び再任用された職員の状況は、次のとおりです。

【新規採用】 (単位：人)

| 区 分 | 試験の種類 | | | 選 考 | 任期付 | 合 計 |
|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|
| | 大卒程度 | 短大卒程度 | 高卒程度 | | | |
| 一般行政職 | 50 | 2 | 14 | 19 | 16 | 101 |
| 警 察 職 | 113 | 0 | 50 | 0 | 0 | 163 |
| 教 育 職 | 0 | 0 | 0 | 224 | 0 | 224 |
| 企 業 職 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 技能労務職 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 合 計 | 163 | 2 | 66 | 243 | 16 | 490 |

【再任用】 (単位：人)

| 区 分 | フルタイム | 短時間 | 合 計 |
|-------|-------|-----|-----|
| 一般行政職 | 17 | 1 | 18 |
| 警 察 職 | 0 | 0 | 0 |
| 教 育 職 | 50 | 0 | 50 |
| 企 業 職 | 0 | 0 | 0 |
| 技能労務職 | 4 | 1 | 5 |
| 合 計 | 71 | 2 | 73 |

※任期更新を含む

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。

- ① 一般行政職 ②～⑤以外の職員
 ② 警 察 職 公安職給料表が適用される職員
 ③ 教 育 職 教育職給料表が適用される職員
 ④ 企 業 職 企業職給料表が適用される職員
 ⑤ 技能労務職 技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成19年度に離職した一般職（臨時職員を除く。）の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

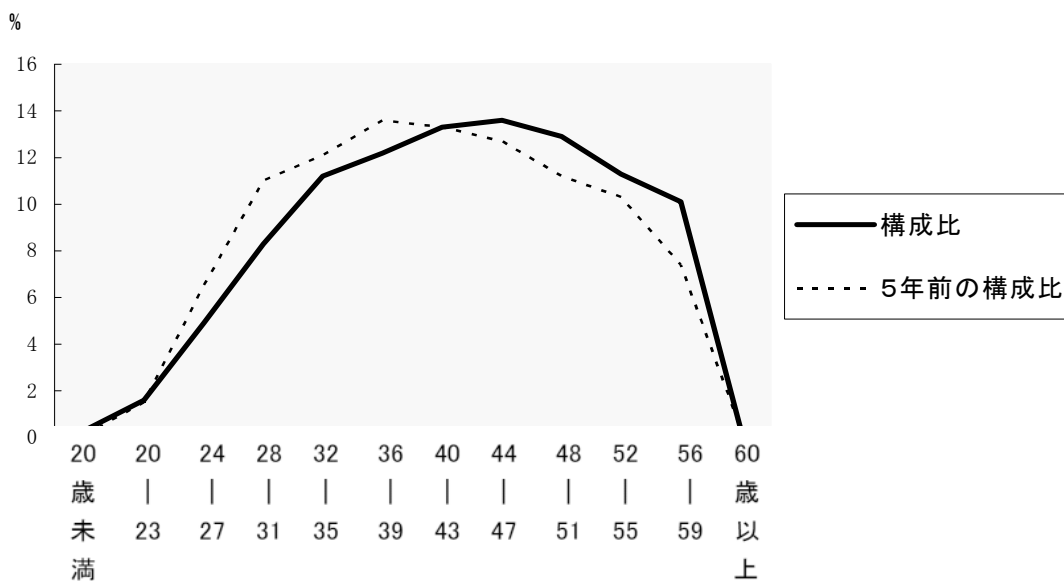
| 区 分 | 定年退職 | 勸奨退職 | そ の 他 | | | | | | 合 計 |
|-------|------|------|-------|------|----|------|------|------|-----|
| | | | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 任期満了 | 普通退職 | |
| 一般行政職 | 170 | 58 | 0 | 0 | 0 | 7 | 20 | 29 | 284 |
| 警 察 職 | 100 | 28 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 54 | 185 |
| 教 育 職 | 252 | 54 | 0 | 3 | 0 | 7 | 0 | 82 | 398 |
| 企 業 職 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 技能労務職 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 15 |
| 合 計 | 536 | 141 | 0 | 5 | 0 | 17 | 21 | 165 | 885 |

(3) 職員数の状況
 ① 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

| 部門 | | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|-------------------|--------|--------|----------|----------|-------------------------------|------------------------------------|
| | | | 平成20年度 | 平成19年度 | | |
| 普通 会計 部門 | 一般行政部門 | 議 会 | 33 | 34 | ▲ 1 | 議会事務局長退職不補充 (H20. 4. 15まで) |
| | | 総 務 | 802 | 817 | ▲ 15 | 地域振興局総務振興課庶務業務の集約 |
| | | 税 務 | 266 | 260 | 6 | 地方税徴収特別対策室の設置 |
| | | 労 働 | 87 | 85 | 2 | 産業人材育成行動計画業務増 |
| | | 農林水産 | 1,433 | 1,468 | ▲ 35 | 地域振興局農地整備課体制の見直し、全国育樹室の廃止 |
| | | 商 工 | 205 | 212 | ▲ 7 | 商工関係庶務業務の見直し |
| | | 土 木 | 979 | 1,014 | ▲ 35 | 産業開発青年隊訓練所の廃止、新幹線事業に関連した事務所の用地業務量減 |
| | | 民 生 | 463 | 465 | ▲ 2 | 障害者自立支援関係業務の見直し |
| | | 衛 生 | 597 | 604 | ▲ 7 | 保健所業務の見直し |
| | | 計 | 4,865 | 4,959 | ▲ 94 | (参考：人口10万人あたり職員数 267人) |
| | 教育部門 | 15,065 | 15,223 | ▲ 158 | 学校の統廃合や児童・生徒数の減少による学校数・学級数の減少 | |
| | 警察部門 | 3,434 | 3,427 | 7 | 警察官の増 | |
| | 小 計 | 23,364 | 23,609 | ▲ 245 | (参考：人口10万人あたり職員数 1283人) | |
| 公営 企業等 会計部門 | 病 院 | 89 | 106 | ▲ 17 | 医師退職不補充、病棟休止にともなう看護師の減 | |
| | 下 水 道 | 8 | 8 | 0 | | |
| | そ の 他 | 89 | 92 | ▲ 3 | 企業局組織見直しに伴う減 | |
| | 小 計 | 186 | 206 | ▲ 20 | | |
| 合 計 | | | 23,550 | 23,815 | ▲ 265 | (参考：人口10万人あたり職員数 1293人) |
| | | | [26,793] | [26,793] | [0] | |

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



| 区分 | 20歳未満 | 20歳 23歳 | 24歳 27歳 | 28歳 31歳 | 32歳 35歳 | 36歳 39歳 | 40歳 43歳 | 44歳 47歳 | 48歳 51歳 | 52歳 55歳 | 56歳 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|---------|
| 職員数 | 82人 | 353人 | 1,151人 | 1,803人 | 2,554人 | 2,856人 | 3,095人 | 3,282人 | 3,040人 | 2,761人 | 2,412人 | 161人 | 23,550人 |

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-----------|---------|
| 24,285 人 | 23,108 人 | ▲ 1,177 人 | ▲ 4.8 % |

(参考) 熊本県行財政改革基本方針における定員管理の数値目標 (数・率)

| 計画期間 | | 数値目標 |
|-----------|-----------|--------|
| 始期 | 終期 | |
| 平成17年4月1日 | 平成22年4月1日 | 4.8%削減 |

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

| 区 分 | | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 17年～20年 | (参考) |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------------|
| 部 門 | | 計画始期 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 計 | H22.4.1 数値目標 |
| 知事部局 | 職員数 | 5,154 | 5,093 | 5,018 | 4,908 | — | 4,793 |
| | 増減 | | ▲61 | ▲75 | ▲110 | ▲246 (68.1%) | ▲361 (▲7.0%) |
| 教育委員会 | 職員数 | 15,462 | 15,339 | 15,188 | 15,029 | — | 14,725 |
| | 増減 | | ▲123 | ▲151 | ▲159 | ▲433 (59.1%) | ▲737 (▲4.7%) |
| 警察本部 | 職員数 | 3,377 | 3,309 | 3,426 | 3,433 | — | 3,415 |
| | 増減 | | ▲68 | 117 | 7 | 56 (▲147.4%) | 38 (1.1%) |
| そ の 他 | 職員数 | 292 | 196 | 191 | 184 | — | 175 |
| | 増減 | | ▲96 | ▲5 | ▲7 | ▲108 (92.3%) | ▲117 (▲40.0%) |
| 計 | 職員数 | 24,285 | 23,937 | 23,823 | 23,554 | — | 23,108 |
| | 増減 | | ▲348 | ▲114 | ▲269 | ▲731 (62.1%) | ▲1,177 (▲4.8%) |

- (注) 1 計画期間は、平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 知事部局職員数は、病院局の職員を含む。
 4 その他職員数は、企業局、各種委員(会)事務局、議会事務局、県立大学派遣職員の計。
 5 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
 6 職員数は、市町村派遣医師を含み、1年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成20年4月1日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計していますので、確定後公表します。

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

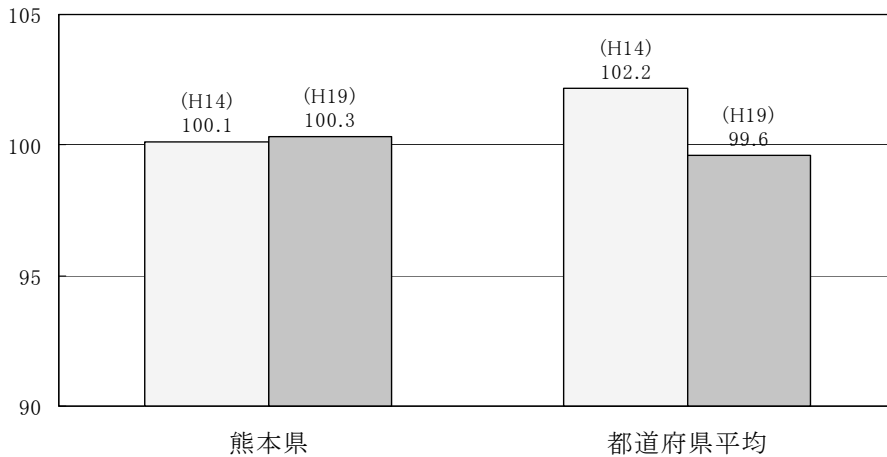
| 区 分 | 住民基本台帳人口 (19年度末) | 歳 出 額 A | 実 質 収 支 | 人 件 費 B | 人件費率 B/A | (参考) 18年度の人件費率 |
|------|---------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------------|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 19年度 | 1,844,644 | 730,855,302 | 9,862,574 | 232,030,864 | 31.7 | 31.7 |

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|-------------|------------|------------|-------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 19年度 | 23,608 | 109,534,096 | 18,936,662 | 44,680,306 | 173,151,064 | 7,334 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 熊本県 | 43.8 歳 | 354,338 円 | 412,339 円 | 383,410 円 |
| 国 | 歳 | 円 | — | 円 |
| 都道府県平均 | 歳 | 円 | 円 | 円 |

イ 技能労務職

| | 平均年齢 | 人数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 平均給与月額 (国ベース) |
|---------|--------|-------|-----------|-----------|------------------|
| 熊本県 | 46.3 歳 | 458 人 | 329,513 円 | 365,983 円 | 349,242 円 |
| うち用務員 | 45.1 歳 | 305 人 | 320,395 円 | 356,660 円 | 340,981 円 |
| うち運転士 | 49.4 歳 | 91 人 | 352,695 円 | 394,830 円 | 375,644 円 |
| うち学校給食員 | 42.9 歳 | 10 人 | 298,620 円 | 317,107 円 | 308,470 円 |
| うち巡視 | 49.6 歳 | 6 人 | 351,100 円 | 385,983 円 | 378,683 円 |
| 国 | 歳 | 人 | 円 | — | 円 |
| 都道府県平均 | 歳 | 人 | 円 | 円 | 円 |

| 区 分 | 参 考 | | |
|---------|---------------|-------|-----|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員(C) | 民間(D) | C/D |
| 熊本県 | — | — | — |
| うち用務員 | 5,811,700 円 | 円 | |
| うち運転士 | 6,457,800 円 | 円 | |
| うち学校給食員 | 5,152,000 円 | 円 | |
| うち巡視 | 6,385,800 円 | 円 | |

ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 熊本県 | 42.8 歳 | 377,656 円 | 432,639 円 |
| 都道府県平均 | 歳 | 円 | 円 |

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 熊本県 | 43.7 歳 | 393,745 円 | 443,856 円 |
| 都道府県平均 | 歳 | 円 | 円 |

オ 警察職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 熊本県 | 41.2 歳 | 346,362 円 | 458,006 円 | 370,820 円 |
| 国 | 歳 | 円 | — | 円 |
| 都道府県平均 | 歳 | 円 | 円 | 円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 熊 本 県 | 国 | |
|----------|-------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200 円 | 172,200 円 |
| | 高校卒 | 140,100 円 | 140,100 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 146,700 円 | — |
| | 中学卒 | 130,500 円 | — |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 192,800 円 | — |
| | 高校卒 | — | — |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 192,800 円 | — |
| | 高校卒 | — | — |
| 警察職 | 大学卒 | 192,300 円 | 200,000 円 |
| | 高校卒 | 161,500 円 | 158,100 円 |

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

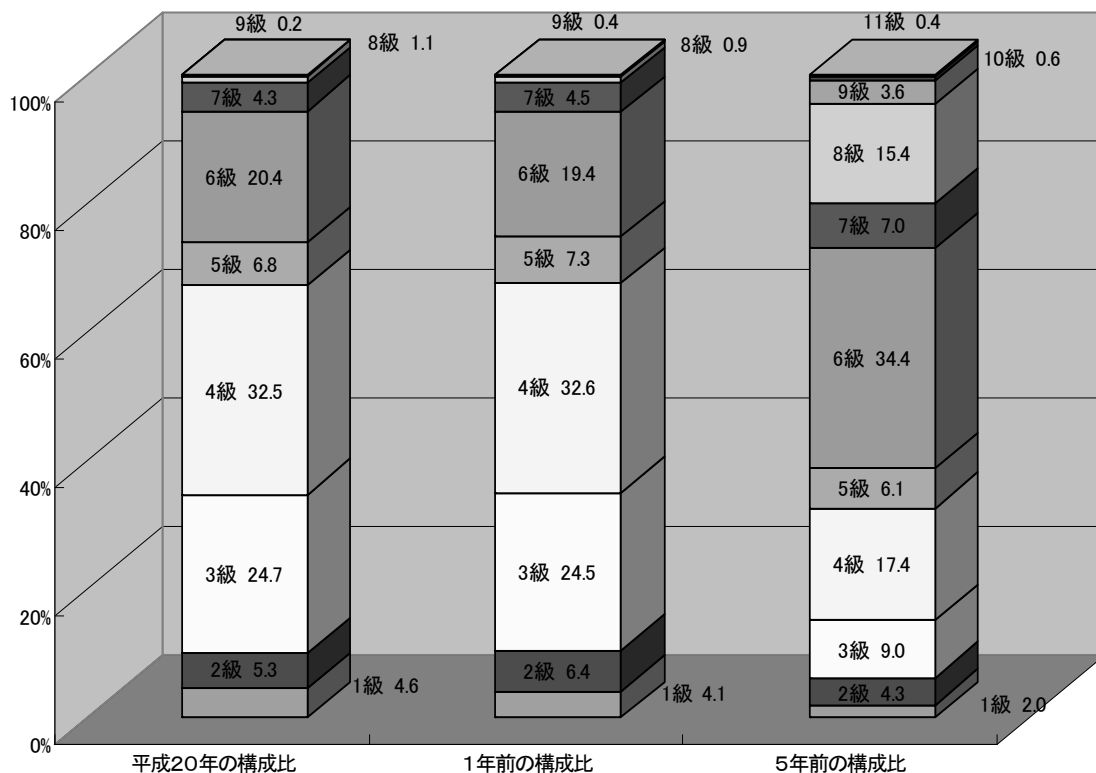
| 区 分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 |
|----------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 262,578 円 | 320,526 円 | 380,699 円 |
| | 高校卒 | 224,879 円 | 268,576 円 | 331,733 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 208,740 円 | 251,700 円 | 273,222 円 |
| | 中学卒 | 227,400 円 | 257,400 円 | 267,120 円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 304,462 円 | 366,262 円 | 401,431 円 |
| | 高校卒 | - | - | - |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 306,455 円 | 367,554 円 | 400,673 円 |
| | 高校卒 | - | - | - |
| 警察職 | 大学卒 | 285,861 円 | 345,967 円 | 386,067 円 |
| | 高校卒 | 250,305 円 | 299,035 円 | 345,977 円 |

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|--|------------|-----------|
| 1 級 | 主事、技師の職務及びこれに相当する職務 | 人 243 | % 4.6 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務 | 人 278 | % 5.3 |
| 3 級 | (1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務 | 人 1,295 | % 24.7 |
| 4 級 | (1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務 | 人 1,703 | % 32.5 |
| 5 級 | 本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務 | 人 354 | % 6.8 |
| 6 級 | (1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務 | 人 1,069 | % 20.4 |
| 7 級 | (1)本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務 | 人 225 | % 4.3 |
| 8 級 | 本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務 | 人 58 | % 1.1 |
| 9 級 | 本庁の部長の職務及びこれに相当する職務 | 人 9 | % 0.2 |

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) H18.4.1に給与構造改革に伴う給料表の改定が行われ、従来の1級及び2級は新給料表の1級、従来の3級は新給料表の2級、従来の4級及び5級は新給料表の3級、従来の6級は新給料表の4級、従来の7級は新給料表の5級、従来の8級は新給料表の6級、従来の9級は新給料表の7級、従来の10級は新給料表の8級、従来の11級は新給料表の9級へ切替を行っている。

② 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日（毎年1月1日）前1年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5段階（A～E）に設定。評価結果に基づき、C区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応。

平成20年1月1日の昇給においては、知事部局職員5,131名のうち、上位区分（A・B区分）に決定されている者が665名（14.5%）、標準区分（C区分）に決定されている者が3,701名（81.0%）、下位区分（D・E区分）に決定されている者が204名（4.5%）であった。

(4) 職 員 の 手 当 の 状 況

① 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

| 熊 本 県 | | 国 | |
|--|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額(19年度) 1,830 千円 | | - | |
| (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分 | (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分 | | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25% | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25% | |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日において「勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱い要綱」に基づく研修・指導の対象である職員には、56/100の成績率を適用。

② 退 職 手 当 (平 成 2 0 年 4 月 1 日 現 在)

| 熊 本 県 | | | 国 | | |
|------------|--------------------------|-----------|----------|--------------------------|----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.50 月分 | 30.55 月分 | 勤続20年 | 23.50 月分 | 30.55 月分 |
| 勤続25年 | 33.50 月分 | 41.34 月分 | 勤続25年 | 33.50 月分 | 41.34 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 | 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | |
| (退職時特別昇給 | なし) | | | | |
| 1人当たり平均支給額 | 6,521 千円 | 27,720 千円 | | | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績(19年度決算) | | 76,051 | 千円 |
|-------------------------|----------|---------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | 563,341 | 円 |
| 支給対象地域 | 支給対象職員数 | 支給率 | 国の制度(支給率) |
| 東京都特別区 | 30 人 | 16 % | 16 % |
| 大阪市 | 9 人 | 13 % | 13 % |
| 福岡市 | 8 人 | 9 % | 9 % |
| 東京都清瀬市 | 1 人 | 9 % | 9 % |
| 神奈川県茅ヶ崎市 | 1 人 | 7 % | 7 % |
| 長崎市 | 2 人 | 3 % | 3 % |
| 福岡県太宰府市 | 2 人 | 3 % | 3 % |
| 上記以外の市町村 | 23,340 人 | 0 % | 0 % |
| 平均支給率 | | 13.2 % | 13.2 % |

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（22年度の制度完成時）

| 支給対象地域 | 支給率 | 国の制度(支給率) |
|-----------|------|-----------|
| 東京都特別区 | 18 % | 18 % |
| 東京都清瀬市 | 15 % | 15 % |
| 大阪市 | 15 % | 15 % |
| 東京都府中市 | 12 % | 12 % |
| 神奈川県茅ヶ崎市 | 10 % | 10 % |
| 福岡市 | 10 % | 10 % |
| 長崎市 | 3 % | 3 % |
| 福岡県太宰府市 | 3 % | 3 % |
| 上記以外の全市町村 | 0 % | 0 % |

（注）国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績(19年度決算) | | 872,422 千円 | |
|-------------------------|---|--|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | 95,172 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度) | | 37.5 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 58種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 税務手当 | 熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員 | 県税の賦課又は徴収に従事したとき | 月額 20,000円 日額 1,000円 |
| 2 感染症防疫作業手当 | 感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員 | 感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき | 日額 290円 |
| 3 放射線取扱作業手当 | 放射線取扱作業に従事する職員 | エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき | 診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円 |
| 4 漁ろう手当 | 苓洋高等学校所管の船舶に乗り組む船員 | 漁ろうに従事したとき | ・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円 |
| 5 福祉業務手当 | 福祉事務所職員、児童相談所又は福祉総合相談所に勤務する職員 | 福祉に関する業務に従事したとき | 福祉事務所職員 日額 600円 上記以外の職員 月額 12,000円 |
| 6 潜水手当 第18号作業 | ・水産研究センターに勤務する職員 ・警察職員のうち警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき | 1時間あたり 310円～1,500円 |
| 7 精神保健指定医等 従事手当 | 精神保健指定医である職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき | 日額 290円 |
| 8 有害薬品等取扱 作業手当 | 有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員 | 有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき | 日額 290円 |

| | | | |
|-----------------------|---|---|------------------------|
| 9 種雄牛馬取扱作業 手当 | 農業研究センター、熊本農政事務所 又は地域振興局に勤務する職員 | 種雄牛、種雄馬又は種雄 豚について自然交配若しく は精液採取の作業又は制 御作業に従事したとき | 日額 230円 |
| 10 舎監兼務手当 | 本来の勤務のほか舎監としてその附 属寄宿舍における入所生の指導及び 監督並びに当該寄宿舍の管理の業 務に従事する職員 | 本来の勤務のほか舎監とし てその附属寄宿舍における 入所生の指導及び監督並 びに当該寄宿舍の管理の 業務に従事したとき | 日額 100円又は300円 |
| 11 訓練教育手当 | 職業能力開発校又は職業能力開発 短期大学校に勤務する職業訓練指 導員、農業大学校に勤務する職員 | 職業訓練業務、研修教育 業務、教育訓練業務に従事 したとき | 給料月額額の8/100の額 |
| 12 速記手当 | 熊本県議会事務局に勤務する職員 | 速記業務に従事したとき | 日額 700円 |
| 13 と畜検査等手当 | と畜検査員又は食鳥検査員 | 獣畜又は食鳥のと殺又は解 体に係る検査業務に従事し たとき | 日額 300円 |
| 14 夜間看護手当 | こども総合療育センターの病棟に勤務 する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務 の一部又は全部が深夜に おいて行われる看護の業務 に従事したとき | 1回につき 2,000円～6,800円 |
| 15 用地交渉従事手当 第14号作業 | ・公共事業の施行に伴う用地の取得 又は物件移転に係る補償の業務等に 従事する職員 ・全警察職員 | 直接用地交渉に従事したと き | 日額 700円 (夜間 1,000円) |
| 16 消防訓練従事手当 | 消防職員及び消防団員の訓練指導 にもつぱら従事する職員 | レンジャー訓練、油火災消 火訓練、中・高層建築物に おける避難救助訓練に従 事したとき | 日額 720円 |

| | | | |
|--------------------------------------|--|---|--|
| <p>17 特殊現場作業手当 第28号作業</p> | <p>①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員</p> | <p>①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき</p> | <p>① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円</p> |
| <p>18 家畜保健衛生業務 従事手当</p> | <p>家畜保健衛生所に勤務する獣医師</p> | <p>①家畜保健衛生所法に規定する業務に従事したとき ②牛海綿状脳症対策特別措置法の規定による牛の死体の検査業務に従事したとき</p> | <p>① 月額 17,600円 ② 日額 700円</p> |
| <p>19 漁業取締手当</p> | <p>漁業取締に従事する職員</p> | <p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき</p> | <p>日額 550円</p> |
| <p>20 航空機とう乗作業 手当 第21号作業</p> | <p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p> | <p>航空機にとう乗して業務に従事したとき</p> | <p>1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p> |
| <p>21 衛生検査業務 従事手当</p> | <p>保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p> | <p>臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき</p> | <p>日額 290円</p> |
| <p>22 し尿処理施設検査 等従事手当</p> | <p>環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p> | <p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき</p> | <p>日額 230円</p> |

| | | | |
|-------------------|---|--|---------------|
| 23 い草取扱作業手当 | 農業研究センターに勤務する職員 | 染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき | 日額 220円 |
| 24 結核患者等訪問指導手当 | 保健所に勤務する職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき | 日額 230円 |
| 25 狂犬病防疫作業手当 | 保健所に勤務する職員 | 狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき | 日額 360円 |
| 26 植物検疫防除手当 | 病虫害防除所に勤務する職員 | 植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき | 給料月額額の6/100の額 |
| 27 小型船舶海上作業手当 | 水産技術の職員及び公害関係の職員 | 総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき | 日額 220円 |
| 28 公共土木施設災害応急作業手当 | 農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所、ダム管理所及び港管理事務所に勤務する職員 | 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき | 日額 480円又は730円 |

| | | | |
|---------------|---|---|---------------------------------------|
| 29 夜間定時制勤務手当 | 夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員 | 県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に午後5時以降2時間以上従事したとき | 1日につき 130円 |
| 30 昼夜間兼務手当 | 所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員 | 所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき | 1時間につき 1,500円 |
| 31 夜勤手当 | 養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、藺草乾燥、水産実習のため夜間に勤務した職員 | 養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、藺草乾燥、水産実習のため夜間に勤務したとき | 1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円 |
| 32 面接指導手当 | 通信教育において面接して指導を行った職員 | 通信教育において面接して指導を行ったとき | 1時間につき1,600円 |
| 33 学力検査手当 | 高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員 | 高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき | 1時間につき300円 |
| 34 農業水産管理手当 | 農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員 | 農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき | 日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円 |
| 35 教員特殊業務手当 | 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員 | 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき | 日額 700円～3,200円 |
| 36 多学年学級担当手当 | 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師 | 当該学級における授業又は指導に従事したとき | 日額 290円又は350円 |
| 37 教育業務連絡指導手当 | 管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭 | 管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき | 日額 200円 |

| | | | |
|-----------|-------------------------|---|--|
| 38 第1号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき | 1日につき 560円 |
| 39 第2号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 犯罪鑑識作業に従事したとき | 犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円 |
| 40 第3号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 無線自動車運転作業に従事したとき | 1日につき 380円 |
| 41 第5号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 交通事故処理及び交通取締りに従事したとき | 高速道路交通警察隊の職員 1日につき 460円 その他の警察職員 1日につき 380円 |
| 42 第6号作業 | 全警察職員 | 特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき | 1日につき 250円～4,600円 |
| 43 第8号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 白バイ運転作業に従事したとき | 1日につき 450円 |
| 44 第9号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 留置施設看守作業に従事したとき | 1日につき 240円 |
| 45 第10号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 被疑者押送作業に従事したとき | 1日につき 200円 |
| 46 第11号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき | 1日につき 340円 |
| 47 第13号作業 | 全警察職員 | 死体処理作業に従事したとき | 1体につき 1,600円～3,490円 |
| 48 第15号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき | 1回につき 730円 |

| | | | |
|----------------|-----------------------------|--|--|
| 49 第17号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき | 爆発物処理作業 1回につき 4,600円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円 |
| 50 第19号作業 | 全警察職員 | 救難救助等作業、救難救助訓練作業に従事したとき | 救難救助等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円 |
| 51 第20号作業 | 全警察職員 | 航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき | 航空機操縦作業 1月につき 127,500円 航空機整備作業 整備士 1月につき 28,100円 整備士以外 1月につき 17,000円 |
| 52 第22号作業 | 全警察職員 | 航空機とう乗危険作業に従事したとき | 操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円 |
| 53 第24号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 船舶警ら等作業に従事したとき | 1日につき 220円 |
| 54 第25号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 緊急夜間作業に従事したとき | 1回につき 1,240円 |
| 55 第26号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 身辺警護等作業に従事したとき | 1日につき 640円～1,150円 |
| 56 第27号作業 | 警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員 | 銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき | 1日につき 820円～1,640円 |
| 57 道路上作業手当 | 熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する監視員又は運転士 | 道路の維持補修等の作業に従事したとき | 1日につき 100円又は150円 |
| 58 特殊自動車運転業務手当 | 農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 | 起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びショベルローダの運転業務に従事したとき | 日額 240円 |

⑤ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|--------------|
| 支給実績（19年度決算） | 2,901,259 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（19年度決算） | 123 千円 |
| 支給実績（18年度決算） | 2,922,760 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（18年度決算） | 123 千円 |

⑥ その他の手当（平成20年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算) |
|-----------|--|----------|--|------------------|---------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | — | 3,326,656 千円 | 248,634 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | — | 1,541,053 千円 | 737,699 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 異なる | 通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額 | 2,473,499 千円 | 111,103 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給 | 同じ | — | 519,225 千円 | 264,226 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である医師等に対して306,900円以内を支給 | 同じ | — | 82,360 千円 | 2,573,750 円 |

| | | | | | |
|----------------------------|---|-------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 6 農林漁業普及指導手当 | 農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給 | | | 80,841 千円 | 324,663 円 |
| 7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む) | ・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給 | | | 154,594 千円 | 188,374 円 |
| 8 定時制通信教育手当 | 定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給 | | | 65,833 千円 | 389,513 円 |
| 9 産業教育手当 | 農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給 | | | 200,800 千円 | 344,264 円 |
| 10 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | — | 638,297 千円 | 415,558 円 |
| 11 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | — | 220,901 千円 | 163,509 円 |
| 12 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給 | 一部異なる | 所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間 | 1,951,737 千円 | 127,813 円 |
| 13 特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む) | ・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給 | 同じ | — | 40,101 千円 | 328,311 円 |

| | | | | | |
|-----------------------------------|---|----|---|--------------|-----------|
| 14 義務教育等 教員特別手当 | 小学校、中学校、盲学校、 聾学校又は養護学校の小 学部若しくは中学部に勤務 する職員に対して20,200円 以内を支給 | 同じ | — | 2,415,473 千円 | 166,330 円 |
| 15 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむ を得ない事情により同居して いた配偶者と別居し、単身 で生活する職員に対して基 本額23,000円、距離区分に 応じて6,000～45,000円を加 算した額を支給 | 同じ | — | 243,572 千円 | 298,130 円 |
| 16 管理職員 特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等に より、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回 以内を支 給 | 同じ | — | 12,001 千円 | 307,718 円 |
| 17 特定任期付 職員業績手当 | 特に顕著な業績を挙げたと 認められる特定任期付職員 に対して給料月額相当額を 支給 | 同じ | — | 0 千円 | 0 円 |
| 18 任期付研究員 業績手当 | 特に顕著な研究業績を挙げ たと認められる任期付職員 に対して給料月額相当額を 支給 | 同じ | — | 0 千円 | 0 円 |
| 19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派 遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復 旧のため、住所又は居所を 離れて本県の区域に滞在す ることを要する場合に3,970 円～6,620円を支給 | | | 0 千円 | 0 円 |

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 給 料 | 月 額 | 等 |
|------------------|--------------|--------------------------|-----------|--------|
| 給 料 | 知 事 | 1,054,000 円 (1,240,000円) | | |
| | 副 知 事 | 945,000 円 (970,000円) | | |
| 報 酬 | 議 長 | 970,000 円 | | |
| | 副 議 長 | 870,000 円 | | |
| | 議 員 | 780,000 円 | | |
| 期 末 手 当 | 知 事 | (19年度支給割合) | | |
| | 副 知 事 | 3.35 月分 | | |
| | 議 長 | (19年度支給割合) | | |
| | 副 議 長 議 員 | 3.35 月分 | | |
| 退 職 手 当 | | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 知 事 | 124万円×在職月数×0.7 | 4166.4 万円 | 任期毎 |
| | 副 知 事 | 97万円×在職月数×0.5 | 2328.0 万円 | 任期毎 |
| | 備 考 | | | |

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 知事の給料については、平成20年4月16日より月額24万円に減額措置を行っている。

(6) 公営企業職員の状況

- ① 電気事業
 ア 職員給与費の状況
 決 算

| 区 分 | 総費用 | 純損益又は実 質収支 | 職員給与費 | 総費用に占める 職員給与費比率 | (参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------------|---------------|---------------|--------------------|---------------------------------|
| | A | | B | B/A | |
| 19年度 | 千円 2,123,732 | 千円 76,382 | 千円 657,102 | % 30.9 | % 32.5 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|---------------|--------------|---------------|---------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 19年度 | 人 64 | 千円 277,000 | 千円 56,459 | 千円 118,337 | 千円 451,796 | 千円 7,059 |

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成20年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基 本 給 | 平 均 月 収 額 |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 熊 本 県 | 43.4 歳 | 366,712 円 | 559,763 円 |
| 団 体 平 均 | 歳 | 円 | 円 |
| 事 業 者 | 歳 | | 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額(19年度) 1,849 千円 | 1人当たり平均支給額(19年度) 千円 |
| (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分 | (19年度支給割合) 期末手当 () 月分 勤勉手当 () 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|---|--|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 - 千円 | (支給率) 自己都合 勤続20年 月分 勤続25年 月分 勤続35年 月分 最高限度額 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 千円 |
| 勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分 | 勸奨・定年 月分 月分 月分 月分 |
| 27,887 千円 | 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| | | | | |
|-------------------------|-----|---------|---------------|----|
| 支給実績(19年度決算) | | - | | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | - | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) | |
| | % | 該当なし | % | |

D 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| | |
|-------------------------|-----------|
| 支給総額(19年度決算) | 5,287 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | 117,498 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度) | 70.3 % |
| 手当の種類(手当数) | 3 種類 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|----------|----------------------------------|---|--------------------------------|
| 1 発電業務手当 | 発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の職員 | 発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき | 1日あたり300円 (H20は経過措置として550円) |
| | | ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき | 1日あたり450円 (H20は経過措置として700円) |
| | | 洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき | 1日あたり650円 (H20は経過措置として950円) |
| | | ・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合 | 危険度等に応じて上記支給単価に220円～440円を加算 |

| | | | |
|-------------------|--|--|---|
| <p>2 特殊現場作業手当</p> | <p>① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員</p> | <p>① トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき</p> | <p>① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円</p> |
| <p>3 用地交渉従事手当</p> | <p>公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員</p> | <p>直接用地交渉に従事したとき</p> | <p>1日あたり700円 (夜間1,000円)</p> |

E 時間外勤務手当

| | |
|---|-----------|
| 支給実績 (1 9 年 度 決 算) | 20,044 千円 |
| 職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 9 年 度 決 算) | 352 千円 |
| 支給実績 (1 8 年 度 決 算) | 18,865 千円 |
| 職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算) | 320 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成 2 0 年 4 月 1 日 現 在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算) |
|--------|--|--------------|----------------|---------------|--------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 11,935 千円 | 248,635 円 |

| | | | | | |
|---------------|--|----|--|----------|-----------|
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | | 6,373 千円 | 849,695 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 6,098 千円 | 107,924 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 647 千円 | 26,959 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 330 千円 | 82,425 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給 | 同じ | | 5,469 千円 | 135,037 円 |
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 276 千円 | 276,000 円 |
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

| | | | | |
|-------------------------------|---|----|------|-----|
| 11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | 0 千円 | 0 円 |
|-------------------------------|---|----|------|-----|

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 1 7 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-------|---------|
| 73 人 | 50 人 | ▲23 人 | ▲31.5 % |

(参考) 熊本県企業局経営基本計画 (第 2 期) における定員管理の数値目標 (数・率)

| 計画期間 | | 数 値 目 標 |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成 17 年 4 月 1 日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | ▲23人(▲31.5%) |

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→ 1 (4) ③イを参照

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況
決 算

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 19年度 | 人 8 | 千円 34,179 | 千円 8,161 | 千円 15,117 | 千円 57,457 | 千円 7,182 |

| 区 分 | 総費用 A | 純損益又は実 質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------------|-----------------|--------------|---------------------------|---------------------------------|
| 19年度 | 千円 1,045,551 | 千円 ▲ 218,853 | 千円 72,061 | % 6.9 | % 1.8 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 熊 本 県 | 43.2 歳 | 369,675 円 | 596,760 円 |
| 団 体 平 均 | 歳 | 円 | 円 |
| 事 業 者 | 歳 | | 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

| 熊 本 県 | | 一般行政職・団体平均等 | |
|--|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額(19年度) 1,890 千円 | | 1人当たり平均支給額(19年度) 千円 | |
| (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分 | | (19年度支給割合) 期末手当 月分 月分 勤勉手当 月分 月分 | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

| 熊 本 県 | | 一般行政職・団体平均等 | |
|------------|---------------------------|-------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 勤奨・定年 | (支給率) | 自己都合 勤奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.50 月分 30.55 月分 | 勤続20年 | 月分 月分 |
| 勤続25年 | 33.50 月分 41.34 月分 | 勤続25年 | 月分 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 59.28 月分 | 勤続35年 | 月分 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 59.28 月分 | 最高限度額 | 月分 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 |
| (退職時特別昇給 | なし) | (退職時特別昇給 |) |
| 1人当たり平均支給額 | - 千円 33,570 千円 | 1人当たり平均支給額 | 千円 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

| | | | | |
|-------------------------|-----|---------|---------------|----|
| 支給実績(19年度決算) | | - | | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | - | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) | |
| | % | 該当なし | % | |

D 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給総額(19年度決算) | | 284 千円 | |
|-------------------------|--|--|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | 94,650 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度) | | 37.5 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 2 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 特殊現場作業手当 | ① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | ① トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき | ① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円 |
| | 都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員 | 大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき | 1日あたり150円 |
| 2 用地交渉従事手当 | 公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 1日あたり700円 (夜間1,000円) |

E 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|----------|
| 支給実績（19年度決算） | 1,954 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（19年度決算） | 326 千円 |
| 支給実績（18年度決算） | 1,734 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（18年度決算） | 289 千円 |

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成20年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算) |
|-----------|--|----------------------|------------------------|------------------|---------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 1,385 千円 | 230,750 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職 員に対して130,300円以内 を支給 | 同じ | | 2,031 千円 | 1,015,724 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に応 じて2,300円～33,100円を 支給 | 同じ | | 649 千円 | 108,133 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 3,600円～7,200円/回を支 給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特 殊な専門知識を必要とする 職員に対して2,500円以内 を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じられ た職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 47 千円 | 15,618 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給 与額に25/100を乗じて得た 額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借 り受けている職員に対して 27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住し ている職員に対して3,500 円を支給 | 同じ | | 714 千円 | 178,500 円 |

| | | | | | |
|---------------------------|---|----|--|--------|-----------|
| 9 特勤手当(これに準ずる手当を含む) | ・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給 | 同じ | | 869 千円 | 289,532 円 |
| 10 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 276 千円 | 276,000 円 |
| 11 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-----|-------|
| 8 人 | 8 人 | 0 人 | 0.0 % |

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第2期)における定員管理の数値目標
(数・率)

| 計画期間 | | 数 値 目 標 |
|-----------------|-----------------|---------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成 17 年 4 月 1 日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 純減なし |

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 1 (4) ③イを参照

③ 有料駐車場事業
ア 職員給与費の状況
決算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益又は実 質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|--------------|---------------|-------------|---------------------------|---------------------------------|
| 19年度 | 千円 59,378 | 千円 73,086 | 千円 7,468 | % 12.6 | % 11.0 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 19年度 | 人 1 | 千円 3,930 | 千円 348 | 千円 1,547 | 千円 5,825 | 千円 5,825 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成 20 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 熊 本 県 | 37.7 歳 | 320,200 円 | 529,740 円 |
| 団 体 平 均 | 歳 | 円 | 円 |
| 事 業 者 | 歳 | | 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況
A 期末勤勉手当

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|--|---|
| 1人当たり平均支給額(19年度) 1,547 千円 | 1人当たり平均支給額(19年度) 千円 |
| (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分 | (19年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 月分 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 熊 本 県 | | | 一般行政職・団体平均等 | | |
|------------|---------------------------|----------|-------------|-------------|-------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.50 月分 | 30.55 月分 | 勤続20年 | 月分 | 月分 |
| 勤続25年 | 33.50 月分 | 41.34 月分 | 勤続25年 | 月分 | 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 | 勤続35年 | 月分 | 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 月分 | 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 | |
| (退職時特別昇給 | なし) | | (退職時特別昇給 |) | |
| 1人当たり平均支給額 | - 千円 | - 千円 | 1人当たり平均支給額 | 千円 | 千円 |

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、19 年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績(19年度決算) | | - | 千円 |
|-------------------------|-----|---------|---------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | - | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) |
| | % | 該当なし | % |

D 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給総額(19年度決算) | 0 千円 | | |
|-------------------------|--|--|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | 0 円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度) | 0.0 % | | |
| 手当の種類(手当数) | 2 種類 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 特殊現場作業手当 | ① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①~③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 | ① トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき | ① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円 |
| 2 用地交渉従事手当 | 公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員 | 直接用地交渉に従事したとき | 1日あたり700円 (夜間1,000円) |

E 時間外勤務手当

| | |
|--|-------|
| 支 給 実 績 (1 9 年 度 決 算) | 24 千円 |
| 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 9 年 度 決 算) | 24 千円 |
| 支 給 実 績 (1 8 年 度 決 算) | 48 千円 |
| 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算) | 48 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成20年4月1日現在)

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算) |
|--------|--|----------------------|------------------------|------------------|---------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

| | | | | | |
|-----------|--|----|--|--------|-----------|
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 8 住居手当 | ・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給 | 同じ | | 324 千円 | 324,000 円 |
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

| | | | | | |
|----------------------------|--|----|--|------|-----|
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に 3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

| 平成17年4月1日 職員数 | 平成22年4月1日 職員数 | 純減数 | 純減率 |
|------------------|------------------|-----|-------|
| 1 人 | 1 人 | 0 人 | 0.0 % |

(参考) 熊本県企業局経営基本計画 (第 2 期) における定員管理の数値目標 (数・率)

| 計画期間 | | 数 値 目 標 |
|-----------------|-----------------|---------|
| 始 期 | 終 期 | |
| 平成 17 年 4 月 1 日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 純減なし |

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→ 1 (4) ③イを参照

(6) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況
決 算

| 区 分 | 総費用 A | 純損益又は実 質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------------|---------------|-----------------|---------------------------|---------------------------------|
| 19年度 | 千円 1,884,632 | 千円 52,826 | 千円 1,272,625 | % 67.5 | % 72.5 |

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 19年度 | 人 107 | 千円 454,247 | 千円 128,494 | 千円 186,956 | 千円 769,697 | 千円 7,193 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成 20 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------|--------|-----------|-------------|
| 熊 本 県 | 40.3 歳 | 368,104 円 | 599,453 円 |
| 医 師 | 44.7 歳 | 591,151 円 | 1,203,700 円 |
| 看 護 師 | 40.7 歳 | 351,017 円 | 568,557 円 |
| 事 務 職 員 | 41.2 歳 | 337,496 円 | 524,703 円 |
| 団 体 平 均 | 歳 | 円 | 円 |
| 事 業 者 | 歳 | | 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末勤勉手当

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額(19年度) 1,747 千円 | 1人当たり平均支給額(19年度) 千円 |
| (19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分 | (19年度支給割合) 期末手当 月分 月分 勤勉手当 月分 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 熊 本 県 | 一般行政職・団体平均等 |
|--|--|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 4,961 千円 | (支給率) 自己都合 勤続20年 月分 勤続25年 月分 勤続35年 月分 最高限度額 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 千円 |
| 勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 | 勸奨・定年 月分 月分 月分 |
| 25,609 千円 | 千円 |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| | | | | |
|-------------------------|-----|---------|---------------|----|
| 支給実績(19年度決算) | | - | | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | - | | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度(支給率) | |
| | % | 該当なし | % | |

エ 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

| 支給総額(19年度決算) | | 19,349 千円 | |
|-------------------------|------------------|---|---|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算) | | 227,634 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度) | | 79.4 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 5 種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 1 感染症防疫作業手当 | 感染症の防疫に従事する職員 | 感染症の防疫に従事したとき | 日額290円 |
| 2 放射線取扱作業手当 | 放射線取扱作業に従事する職員 | エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき | 診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円 |
| 3 精神保健指定医等従事手当 | 精神保健指定医である職員等 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき | 日額290円 |
| 4 夜間看護手当 | 病棟に勤務する看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき | 1回につき 2,000円～6,800円 |
| 5 衛生検査業務従事手当 | 臨床検査技師及び衛生検査技師 | 臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき | 日額290円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|----------|
| 支給実績（19年度決算） | 7,519 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（19年度決算） | 70 千円 |
| 支給実績（18年度決算） | 7,221 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（18年度決算） | 67 千円 |

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職 の制度との 異同 | 一般行政職 の制度と異 なる内容 | 支給実績 (19年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算) |
|-----------|--|----------------------|------------------------|------------------|---------------------------------|
| 1 扶養手当 | 扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円 | 同じ | | 13,006 千円 | 255,010 円 |
| 2 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給 | 同じ | | 4,281 千円 | 1,070,304 円 |
| 3 通勤手当 | ・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給 | 同じ | | 12,659 千円 | 119,425 円 |
| 4 宿日直手当 | 宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師20,000円/回、看護師長等7,200円/回を支給 | 同じ | | 9,963 千円 | 474,438 円 |
| 5 初任給調整手当 | 欠員補充が困難である医師に対して268,500円以内を支給 | 同じ | | 18,292 千円 | 2,613,171 円 |
| 6 休日勤務手当 | 休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 13,674 千円 | 207,182 円 |
| 7 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給 | 同じ | | 11,550 千円 | 174,995 円 |
| 8 住居手当 | ・居住のための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給 | 同じ | | 9,833 千円 | 153,647 円 |

| | | | | | |
|-------------------------------|--|----|--|------|-----|
| 9 単身赴任手当 | 異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000円～45,000円を加算した額を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 10 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |
| 11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む) | 災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給 | 同じ | | 0 千円 | 0 円 |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

| 1 週間の 勤務時間 | 1 日の 勤務時間 | 勤務時間の割振り | | |
|---------------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| | | 始 業 | 終 業 | 休憩時間 |
| 4 0 時間 | 8 時間 | 8 時 3 0 分 | 1 7 時 3 0 分 | 1 2 時～1 3 時 |

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成19年1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、10.6日です。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられておりますが、ここでは概要について記載しています。

なお、本県では、現在26の特別休暇があります。

| 内 容 | 期 間 |
|--|---|
| 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | そのつど必要と認める時間 |
| 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 | そのつど必要と認める時間 |
| ドナー休暇 | そのつど必要と認める時間 |
| ボランティア休暇 | 1暦年のうち5日以内 |
| 結婚休暇 | 5日以内 |
| 産前休暇 | 出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間 |
| 産後休暇 | 出産の日の翌日から8週間 |
| 育児時間休暇 | 生後3年を経過するまで1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間 |
| 生理休暇 | 請求した日から2日以内においてそのつど必要と認める時間 |
| 妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 | その都度必要と認める期間 |
| 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間 |
| 妊娠障害休暇 | 14日以内 |
| 出産補助休暇 | 出産のため入院等の日以後1月以内において3日以内 |
| 男性の育児参加休暇 | 当該期間内における5日以内 |
| 子の看護休暇 | 5日以内（養育する子が複数いる場合にあっては6日以内） |
| 忌服休暇 | 1日～10日 |
| 父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合 | 慣習上最小限度必要と認められる期間（1日） |
| 夏期休暇 | 6月～9月までの期間内で5日以内 |
| 長期勤続休暇 | 連続した2日以内 |
| 台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間 |
| 台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | そのつど必要と認める時間 |
| 台風、地震、水害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | そのつど必要と認める時間 |
| 赴任のため勤務につけない場合 | そのつど必要と認める期間 |
| 昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合 | そのつど必要と認める期間 |
| あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合 | 人事委員会が承認した期間 |
| スクーリングを受ける場合 | そのつど必要と認める期間 |
| 国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合 | そのつど必要と認める期間 |

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇です。

| 内 容 | 期 間 |
|-----------|--------------|
| 公務傷病による休暇 | 必要最小限度の期間 |
| 私傷病による休暇 | 引き続き90日以内の期間 |
| 結核による休暇 | 1年以内の期間 |

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇です。

| 内 容 | 期 間 |
|----------------------------------|--------------------------|
| 特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合 | 連続する6月の期間内において必要と認められる期間 |

4 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成19年度の処分の状況は、次のとおりです。

(1) 分限処分

(単位：人)

| 処分理由 | 地方公務員法 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 | 失職 |
|------------------------------|-------------------|----|----|-----|----|-----|----|
| 勤務実績が良くない場合 | 第28条第1項第1号 | 0 | 0 | | | 0 | |
| 心身の故障の場合 | 第28条第1項第2号、第2項第1号 | 0 | 0 | 169 | | 169 | |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 第28条第1項第3号 | 0 | 0 | | | 0 | |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 第28条第1項第4号 | 0 | 0 | | | 0 | |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 第28条第2項第2号 | | | 0 | | 0 | |
| 条例で定める事由による場合 | 第27条第2項 | | | 0 | 0 | 0 | |
| 地方公務員法第28条第4項により失職した者 | | | | | | | 0 |
| 合 計 | | 0 | 0 | 169 | 0 | 169 | 0 |

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

| 処分理由 | 地方公務員法 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 第 2 9 条第 1 項第 1 号 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 第 2 9 条第 1 項第 2 号 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 第 2 9 条第 1 項第 3 号 | 0 | 2 | 3 | 4 | 9 |
| 合 計 | | 3 | 3 | 4 | 5 | 15 |

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成 1 9 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

| 区 分 | 申請件数 | 許可件数 |
|--------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可申請 | 51 | 51 |

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成 1 9 年度の実施状況については、次のとおりです。

(1) 研 修

【知事部局】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|-----------------------------|--------------|---------------------------|--------------|-----|
| 新規採用職員研修 | 4 回 | 平成 1 9 年度採用職員 | 186 | |
| 一般職員 4 年目研修 | 1 回 | 平成 1 6 年度採用職員 | 89 | |
| キャリアビジョン (10 年目) 研修 | 4 回 | 平成 1 0 年度採用職員 | 103 | |
| キャリアビジョン (11~20 年目) 概論研修 | 1 回 | 昭和 6 2 年度~ 平成 8 年度採用職員 | 79 | |
| キャリアビジョン (11~20 年目) 選択研修 | 2 回 | 昭和 6 2 年度~ 平成 8 年度採用職員 | 65 | |
| 係長等キャリアビジョン | 1 回 | 新任係長等の職員 | 128 | |
| 人材育成責任者 | 1 回 | 新任所属長等の職員 | 113 | |
| 技能労務職員研修 | 2 回 | 技能労務職員研修 | 81 | |
| 管理者選択研修 | 4 回 | 課長級以上の職員 | 281 | |
| 特別研修 | 6 回 | 全職員を対象 | 613 | |
| 選択研修 | 2 0 回 | 全職員を対象 | 483 | |
| 派遣研修 | 4 回 | 全職員を対象 | 4 | |

(注) 知事部局においては、職員課研修の状況を記載しています。

【教育委員会】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|------------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------|
| 新任管理職(校長)研修(小・中) | 1 回 | 小・中学校新任校長 | 70 | |
| 新任管理職(校長)研修(県立) | | 県立学校新任校長 | 18 | |
| 21世紀を拓く熊本の教育推進講座 | | 小・中校長 | 500 | 教育事務所単位 |
| 県立学校校長(3年目等)管理研修会 | | 県立学校校長(3年目) | 13 | |
| 県立学校教頭研修会 | | 県立学校教頭 | 111 | |
| 新任管理職(教頭)研修(小・中) | | 小・中新任教頭 | 70 | |
| 新任管理職(教頭)研修(県立) | | 県立学校新任教頭 | 20 | |
| 管理職人事管理研修(小・中) | | 小・中教頭 | 500 | 教育事務所単位 |
| 県立学校教頭(3年目)人事管理研修会 | | 県立学校教頭(3年目) | 29 | |
| 管理職研修(食育・特別支援) | | 校長(小・中・高・特)・共同調理場所長等 | 1,200 | |
| 県立学校新任管理職(教頭)・新任事務長研修 | | 県立新任事務長 | 22 | |
| 県立学校事務長(3年目及び7年目)研修 | | 県立事務長(3年目・7年目) | 14 | |
| 初任者研修(小・中・高・特) | | 初任者(小・中・高・特) | 211 | |
| 教職経験者(6年目)研修(小・中・高・特) | | 教職経験者(6年目)(小・中・高・特) | 204 | |
| 10年経験者研修(小・中・高・特) | | 10年経験者(小・中・高・特) | 235 | |
| 教職経験者(17年目)研修(小・中・高・特) | | 教職経験者(17年目)(小・中・高・特) | 465 | |
| 県立学校新任教務主任研修会 | | 県立学校新任教務主任 | 90 | |
| 教務主任研修会(小・中) | | 教務主任(小・中) | 640 | |
| 研究主任研修会 | | 研究主任(小・中) | 600 | |
| 新規採用養護教諭研修会(小・中・高・特) | | 新規採用養護教諭 | 11 | |
| 養護教諭経験者(6年目)研修会 | | 養護教諭経験者6年目(小・中・高・特) | 10 | |
| 養護教諭10年経験者研修会 | | 養護教諭10年経験者(小・中・高・特) | 23 | |
| 新任事務職員研修 | | 新任事務職員(小・中・高・特) | 7 | |
| 事務職員(経験6年目)研修 | | 事務職員経験6年目(小・中・高・特) | 16 | |
| 中堅事務職員(経験11年目)研修 | | 中堅事務職員経験11年目(小・中・高・特) | 38 | |
| 新任実習教師研修 | | 新任実習教師(高・特) | 8 | |
| 新任寄宿舎指導員研修 | | 新任寄宿舎指導員(特) | 2 | |
| 新規採用学校栄養職員研修会 | | 新規採用学校栄養職員(小・中・特) | 2 | |
| 栄養職員経験者(6年目)研修会 | | 栄養職員経験者6年目(小・中・特) | 8 | |
| 栄養職員10年経験者研修会 | | 栄養職員10年経験者(小・中・特) | 8 | |
| 県立学校新任技師研修会 | | 県立学校新任技師(高・特) | 2 | |
| 幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士研修 | | 幼稚園・保育所新規採用教員・保育士 | 97 | |
| 幼稚園等10年経験者研修 | 公市立幼稚園10年経験者 | 15 | | |
| 校長人権教育研修会 | 校長(小・中・高・特) | 700 | | |
| 教頭人権教育研修会 | 教頭(小・中・高・特) | 700 | | |

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載しています。

【警察本部】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|----------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 初任科 | 4 回 | 新規採用警察官、一般職員 | 162 | |
| 初任補修科 | 3 回 | 職場実習修了警察官 | 143 | |
| 幹部任用科 | 4 回 | 警部補、巡査部長昇任者 | 83 | |
| 部門別任用科 | 4 回 | 警察官 | 71 | |
| 警務部門専科 | 9 回 | 警察官、一般職員 | 169 | |
| 生活安全部門専科 | 2 回 | 警察官 | 35 | |
| 地域部門専科 | 3 回 | 警察官 | 53 | |
| 刑事部門専科 | 6 回 | 警察官 | 97 | |
| 交通部門専科 | 6 回 | 警察官 | 71 | |
| 警備部門専科 | 2 回 | 警察官 | 31 | |

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

【企業局】

(単位：人)

| 研修の名称 | 実施回数 (延べ) | 対象者 | 修了者数 (延べ) | 備 考 |
|-----------|--------------|---------|--------------|-----|
| 企業局新任職員研修 | 1 回 | 企業局新任職員 | 20 | |
| 企業局職員研修 | 1 回 | 企業局職員 | 72 | |

(注) 企業局においては、総務課研修の状況を記載しています。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局、企業局】

| 評定の方法 | 評定者 | 評定結果の活用 |
|--|--|---|
| 熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動 | 基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長 | 昇任・昇格、配置転換、普通昇給(昇給延伸)、特別昇給及び人材育成に活用している |

(注) 企業局においては、知事部局に準じて実施しています。

【教育委員会】

| 評価の方法 | 評価者 | 評価結果の活用 |
|--|--|--|
| <p>〈事務局の職員〉 熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動</p> | <p>基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長</p> | <p>昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成</p> |
| <p>〈学校の職員〉 平成 1 8 年度より「新たな教職員の人事評価制度」を導入。 「自己評価」と「評価者評価」で構成。 「自己評価」は、A～Dの4段階での絶対評価。 「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて3～0の4段階での評価。</p> | <p>職員の所属する学校の校長等、また、校長は教育長。（小中学校は、市町村教育委員会教育長） （「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第6条第2項参照。）</p> | <p>人事異動及び各種研修受講者推薦等の資料として活用。 また、国や他県、知事部局の動向を見据えつつ、給与等の処遇に反映させる方法を調査、検討中。</p> |

【警察本部】

| 評価の方法 | 評価者 | 評価結果の活用 |
|---|--------------------------------|-------------------------|
| <p>被評価者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評価記録書により実施</p> | <p>被評価者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者</p> | <p>昇任、昇給、人事異動等の人事管理</p> |

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。
平成 19 年度の実施状況については、次のとおりです。

【知事部局】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|---------------|---------------|---------------------------|
| 職員の保健に関すること | 健康診断 | 定期健康診断（生活習慣病等） |
| | | 特殊業務等従事者健康診断 |
| | | じん肺健康診断 |
| | | 振動病健康診断 |
| | | VDT作業従事職員特別診断 |
| | 健康相談・指導 | 健康相談 |
| | | ストレス相談 |
| | | 検診結果の集計、分析、通知 |
| | | 事後指導の実施 |
| | 健康教育 | ストレス解消セミナー |
| | | ヘルスアップ教室 |
| | | 卒煙教室 |
| | 安全衛生管理 | 衛生委員会の設置、活動の推進 |
| | | 長時間勤務健康障害防止対策の推進 |
| | | 心の健康づくり対策 |
| | | 心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策 |
| | | メンタルヘルスに関する研修 |
| | | 安全衛生研修会 |
| | | 衛生管理者の養成 |
| | | 産業医の研修 |
| その他 | 健康相談室の設置、運営 | |
| | 健康管理に関する広報、啓発 | |
| 職員の元気回復に関すること | 職員レクリエーション | 職員球技大会の実施 |
| | 一般教養 | 教養室、図書室の管理運営 |
| その他の厚生に関すること | 県職員互助会 | 互助会福利厚生事業への助成 |
| | 厚生施設 | 食堂、売店等厚生施設の設置 |
| | 職員住宅 | 職員住宅の維持管理 |
| | | 単身寮の維持管理 |
| その他 | ライフプラン事業の推進 | |

【教育委員会】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|---------------|------------|------------------|
| 職員の保健に関すること | 健康診断 | 定期健康診断 |
| | | 人間ドック |
| | | 器官別検診 |
| | 健康相談・指導 | こころの健康相談 |
| | | 電話健康相談 2 4 |
| | | 面接によるカウンセリング |
| | | 健康診断集計、分析 |
| | 健康教育 | 健康教室 |
| | | ストレス対策セミナー |
| | | 体力アップ支援事業 |
| | | メンタルヘルス講師派遣事業 |
| | 安全衛生管理 | 安全衛生委員会の設置、活動の推進 |
| | その他 | 健康管理に関する広報、啓発 |
| 職員の元気回復の関すること | 職員レクリエーション | 体育レクリエーション大会の開催 |
| | 一般教養 | 生きがいづくり講座 |
| その他の厚生に関すること | 職員住宅 | 教職員住宅の維持管理 |
| | その他 | ライフプラン事業の推進 |

【警察本部】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|----------------|---------------|---|
| 職員の保健に関すること | 健康診断の実施 | 定期健康診断（生活習慣病等） |
| | | 特殊健康診断（高気圧健康診断等） |
| | | その他健康診断 |
| | 健康相談・指導 | 健康相談・電話相談の実施 |
| | | 健康診断後の指導 |
| | 健康施策の実施 | 健康づくり強化期間の設定 |
| | | メンタルヘルスに関する教育研修の実施 |
| | | 生活習慣病等の各種セミナーの実施 |
| | | ヘルスアップ教室の開催 |
| | 安全衛生管理 | 衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置 |
| 過重労働対策の推進 | | |
| その他 | 健康管理に関する広報・啓発 | |
| その他の厚生に関すること | 警察職員互助会 | 互助会福利厚生事業への助成（給付事業、貸付事業及び福祉事業） |
| | 厚生施設 | 食堂（本部 9 階）の維持管理（互助会に委託） |
| | その他 | 年代別ライフサイクルプラン研修の実施（30 歳、40 歳、50 歳及び 57 歳） |
| 採用時ライフプラン教養の実施 | | |

【企業局】

| 区 分 | 内 容 | 実施状況 |
|---------------|-----------|--------------|
| 職員の健康管理に関すること | 健康診断 | 定期健康診断 |
| | | 人間ドック受検費用の補助 |
| 職員の元気回復に関すること | 職員レクレーション | スポーツ施設利用助成 |
| その他の厚生事業 | 職員住宅 | 職員住宅の維持管理 |

(2) 公務災害

平成19年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりです。

① 公務災害

(単位：人)

| 前年度末現在 未処理件数 | 受理件数 | 認定件数 | | 取り下げ 件 数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|------|------|-----|-------------|--------------|
| | | 公務上 | 公務外 | | |
| 16 | 156 | 164 | 4 | 0 | 4 |

② 通勤災害

(単位：人)

| 前年度末現在 未処理件数 | 受理件数 | 認定件数 | | 取り下げ 件 数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|------|-------------|---------------|-------------|--------------|
| | | 通勤災害 該 当 | 通勤災害 非 該 当 | | |
| 1 | 8 | 9 | 0 | 0 | 0 |

(3) 育児休業等の取得

平成19年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

① 育児休業承認期間

(単位：人)

| | 育児休業承認期間 | | | | | 合 計 |
|------|----------|-------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| | 6月以下 | 6月～ 1年以下 | 1年～ 1年半以下 | 1年半～ 2年以下 | 2年～ 3年以下 | |
| 男性職員 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 女性職員 | 4 | 102 | 120 | 59 | 44 | 329 |
| 合 計 | 5 | 103 | 120 | 59 | 44 | 331 |

②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

| | 部分休業承認期間 | | | | | 合 計 |
|------|----------|-------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| | 6月以下 | 6月～ 1年以下 | 1年～ 1年半以下 | 1年半～ 2年以下 | 2年～ 3年以下 | |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

| | 1日の部分休業取得時間 (平均) | | | | |
|------|------------------|---------------|---------------|------|-----|
| | 30分以下 | 30分～ 60分以下 | 60分～ 90分以下 | 90分超 | 合 計 |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |

- 8 職員の競争試験及び選考の状況
平成19年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。
(1) 採用試験の日程等

| 試験の種類 | | 公告日 | 申 込 受付期間 | 試験日 (合格発表日) | | | 試験地 |
|---------|----------|---------|------------------|----------------|-----|---------------------------------|-------------------|
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 | 19.4.25 | 19.5.14 ～5.25 | 第1次 | 筆記 | 19.6.24 (19.7.3) | 熊本市 東京都 |
| | | | | 第2次 | 筆記 | 19.7.15 | 熊本市 |
| | | | | | 面接 | 19.7.26 ～7.29 (19.8.7) | 熊本市 |
| | 高等学校卒業程度 | 19.6.29 | 19.8.13 ～8.24 | 第1次 | 筆記 | 19.9.23 (19.10.2) | 熊本市 八代市 天草市 |
| | | | | 第2次 | 筆記 | 19.10.20 | 熊本市 |
| | | | | | 面接 | 19.10.27 (19.11.9) | 熊本市 |
| 警察官採用試験 | 警察官A | 19.4.25 | 19.5.14 ～5.25 | 第1次 | 筆記等 | 19.7.8 (19.7.13) | 熊本市 東京都 |
| | | | | 第2次 | 体力 | 19.8.4 | 熊本市 |
| | | | | | 面接 | 19.8.11 ～8.17 (19.8.28) | 熊本市 |
| | 警察官B | 19.6.29 | 19.8.13 ～8.24 | 第1次 | 筆記等 | 19.10.14 (19.10.19) | 熊本市 八代市 天草市 |
| | | | | 第2次 | 体力 | 19.11.10 | 熊本市 |
| | | | | | 面接 | 19.11.23 ～11.24 (19.12.7) | 熊本市 |

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

| 区分 | 職 種 | 採 用 予 定 者 数 | 第 1 次 試 験 | | 第 2 次 試 験 受 験 者 数 | 最 終 合 格 者 数 | 競 争 率 (倍) | 採 用 者 数 (7. 1 現 在) |
|---------------|-----------|----------------|-----------|---------|----------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| | | | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | | | | |
| 大 学 卒 業 程 度 | 行 政 | 20 人 程 度 | 295 | 50 | 43 | 20 | 14. 8 | 18 |
| | 警 察 行 政 | 8 人 程 度 | 113 | 20 | 19 | 8 | 14. 1 | 7 |
| | 学 校 事 務 | 6 人 程 度 | 96 | 15 | 15 | 6 | 16. 0 | 6 |
| | 心 理 判 定 員 | 1 人 程 度 | 14 | 3 | 3 | 1 | 14. 0 | 1 |
| | 一 般 土 木 | 9 人 程 度 | 33 | 16 | 14 | 9 | 3. 7 | 9 |
| | 農 業 土 木 | 1 人 程 度 | 8 | 2 | 2 | 1 | 8. 0 | 1 |
| | 建 築 | 3 人 程 度 | 11 | 3 | 2 | 2 | 5. 5 | 2 |
| | 化 学 | 2 人 程 度 | 20 | 5 | 5 | 2 | 10. 0 | 2 |
| | 農 学 | 7 人 程 度 | 51 | 14 | 14 | 7 | 7. 3 | 7 |
| | 畜 産 | 1 人 程 度 | 7 | 3 | 3 | 1 | 7. 0 | 1 |
| | 管 理 栄 養 士 | 1 人 程 度 | 47 | 4 | 4 | 1 | 47. 0 | 1 |
| | 保 健 師 | 4 人 程 度 | 20 | 5 | 5 | 4 | 5. 0 | 1 |
| | 薬 剂 師 | 3 人 程 度 | 5 | 4 | 3 | 3 | 1. 7 | 1 |
| | 小 計 | 66 人 程 度 | 720 | 144 | 132 | 65 | 11. 1 | 57 |
| 卒 高 等 程 度 学 校 | 一 般 事 務 | 4 人 程 度 | 37 | 9 | 9 | 4 | 9. 3 | 3 |
| | 警 察 事 務 | 4 人 程 度 | 57 | 8 | 8 | 4 | 14. 3 | 3 |
| | 学 校 事 務 | 7 人 程 度 | 78 | 13 | 13 | 7 | 11. 1 | 6 |
| | 一 般 土 木 | 3 人 程 度 | 8 | 2 | 1 | 1 | 8. 0 | 1 |
| | 農 業 土 木 | 1 人 程 度 | 4 | 2 | 2 | 1 | 4. 0 | 1 |
| | 小 計 | 19 人 程 度 | 184 | 34 | 33 | 17 | 10. 8 | 14 |
| 合 計 | 85 人 程 度 | 904 | 178 | 165 | 82 | 11. 0 | 71 | |

② 警察官採用試験

(単位：人)

| 職 種 | 試 験 の 区 分 | 採 用 予 定 者 数 | 第 1 次 試 験 | | 第 2 次 試 験 受 験 者 数 | 最 終 合 格 者 数 | 競 争 率 (倍) | 採 用 者 数 (7. 1 現 在) |
|---------|-----------|----------------|-----------|---------|----------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| | | | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | | | | |
| 警 察 官 A | 男 性 | 113 人 程 度 | 741 | 382 | 307 | 123 | 6. 0 | 107 |
| | 女 性 | 4 人 程 度 | 83 | 16 | 11 | 4 | 20. 8 | 4 |
| | 武 道 指 導 | 2 人 程 度 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2. 0 | 1 |
| | 小 計 | 119 人 程 度 | 826 | 399 | 319 | 128 | 6. 5 | 112 |
| 警 察 官 B | 男 性 | 62 人 程 度 | 459 | 168 | 122 | 62 | 7. 4 | 56 |
| | 女 性 | 3 人 程 度 | 68 | 9 | 8 | 3 | 22. 7 | 3 |
| | 武 道 指 導 | 2 人 程 度 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| | 小 計 | 67 人 程 度 | 527 | 177 | 130 | 65 | 8. 1 | 59 |
| 合 計 | 186 人 程 度 | 1, 353 | 576 | 449 | 193 | 7. 0 | 171 | |

③ 障害者採用選考

(単位：人)

| 職 種 | 採 用 予 定 者 数 | 第 1 次 試 験 | | 第 2 次 試 験 受 験 者 数 | 最 終 合 格 者 数 | 競 争 率 (倍) | 採 用 者 数 (4. 1 現 在) |
|------|----------------|-----------|---------|----------------------|----------------|----------------|-------------------------|
| | | 受 験 者 数 | 合 格 者 数 | | | | |
| 一般事務 | 2人程度 | 12 | 8 | 2 | 2 | 6.0 | 2 |

④ 採用選考

(単位：人)

| 区分 | 任命権者 | | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 公営企業 管理者 | そ の 他 | 計 |
|-------|-------|---------|-----|-------|-------|-------------|-------|----|
| | 職 | | | | | | | |
| 一般職員 | 人事交流等 | 部 長 級 | | | | | | 0 |
| | | 次 長 級 | 1 | | | | | 1 |
| | | 課 長 級 | 3 | 14 | | | | 17 |
| | | 課長補佐級 | 2 | 10 | 1 | | | 13 |
| | | 係 長 級 | 2 | 36 | 1 | | | 39 |
| | | 主任主事 | 1 | 6 | | | | 7 |
| | | 主任技師 | 1 | | | | | 1 |
| | | 主 事 | | 1 | | | | 1 |
| | 資格職種等 | 技 師 | 2 | | | | | 2 |
| | | 学 芸 員 | | 5 | | | | 5 |
| | | 社会福祉 | 1 | | | | | 1 |
| | | 医 師 | 4 | | | | | 4 |
| | | 獣 医 師 | 4 | | | | | 4 |
| | | 看 護 師 | 2 | | | | | 2 |
| | | 機 械 | 1 | | | | | 1 |
| 金 属 | 1 | | | | | 1 | | |
| 微生物応用 | 1 | | | | | 1 | | |
| 小 計 | | 26 | 72 | 2 | 0 | 0 | 100 | |
| 警察官 | 人事交流等 | 警 視 | | | 3 | | | 3 |
| | | 警 部 | | | | | | 0 |
| | | 警 部 補 | | | | | | 0 |
| | | 巡 査 部 長 | | | | | | 0 |
| | | 巡 査 | | | | | | 0 |
| 小 計 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | |
| 合 計 | | 26 | 72 | 5 | 0 | 0 | 103 | |

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 職 | 受験者数 | 最終合格者数 | 競争率(倍) | 試験日 |
|-----|-------|------|--------|--------|---|
| 警察官 | 警 部 | 305 | 27 | 11.3 | 第1次 19.8.3 第2次 19.8.16 第3次 19.8.31(口述・術科) |
| | 警 部 補 | 398 | 65 | 6.1 | 第1次 19.11.16 第2次 19.11.26 第3次 19.12.17(口述・術科) |
| | 巡查部長 | 603 | 90 | 6.7 | 第1次 19.11.14 第2次 19.11.27 第3次 19.12.19(口述・術科) |

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

| 区分 | 職 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部 | 公営企業 管理者 | その他 | 計 |
|------|-------|-----|-------|------|-------------|-----|-----|
| 一般職員 | 部 長 級 | | | | | | 0 |
| | 次 長 級 | 21 | 1 | | | 1 | 23 |
| | 課 長 級 | 63 | 7 | 3 | 2 | 1 | 76 |
| | 課長補佐級 | 133 | 25 | 4 | 1 | | 163 |
| | 係 長 級 | 163 | 25 | 10 | 5 | 1 | 204 |
| | 小 計 | 380 | 58 | 17 | 8 | 3 | 466 |
| 警察官 | 警 視 | | | 22 | | | 22 |
| | 小 計 | 0 | 0 | 22 | 0 | 0 | 22 |
| 合 計 | | 380 | 58 | 39 | 8 | 3 | 488 |

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
地方公務員法の規定に基づき、平成19年10月3日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 民間給与と職員給与の比較

① 公民給与較差

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 較差 (A - B) |
|----------|----------|--------------|
| 388,295円 | 387,622円 | 673円 (0.17%) |

※ 県内民間事業所の従事者と職員の平成19年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢などを同じくする者同士を比較(181事業所を抽出して実地調査)

② 特別給(ボーナス)

民間のボーナス(賞与等の特別給)の年間平均支給割合 4.50月

職員の期末・勤勉手当(ボーナス)の年間支給月数 4.45月

※ 平成18年8月から平成19年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と職員の年間支給月数を比較

(2) 給与改定の内容

① 月例給

ア 給料表

人事院勧告に準じて、初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)

イ 扶養手当

民間の支給状況及び人事院勧告(少子化対策の推進にも配慮)を考慮して、子等に係る手当を500円引上げ(6,000円→6,500円)

ウ 地域手当

東京事務所等の職員の地域手当の支給割合について、人事院の報告に準じて0.5%引上げ

エ 実施時期

平成19年4月1日

(参考)アからウによる給与改定率は、0.16%(628円)

② 期末・勤勉手当

民間の支給割合及び人事院勧告を考慮して年間0.05月分引上げ(年間4.45月分→4.50月分)

(一般の職員の場合の支給月数)

| | 6月期 | 12月期 |
|-----------|----------------|--------------------|
| 19年度 期末手当 | 1.4 月 (支給済み) | 1.6 月 (改定なし) |
| 勤勉手当 | 0.725 月 (支給済み) | 0.775 月 (現行0.725月) |
| 20年度 期末手当 | 1.4 月 | 1.6 月 |
| 以降 勤勉手当 | 0.75 月 | 0.75 月 |

実施時期 条例公布の日

③ 給与構造改革に伴う地域手当の改定

東京事務所等に勤務する職員に支給する地域手当について、人事院の勧告に準じて平成20年度の支給割合を改定(東京事務所14.5%→16%等)

(3) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

- ① 人事・給与制度
- ② 職員の勤務時間等
- ③ 職員の健康管理
- ④ 職業生活と家庭生活の両立支援等
- ⑤ 公務員としての信頼の確保

(参考) 職員の平均給与等 (行政職 平均年齢43.5歳)

① 勧告前 給与月額 386,394円

年間給与 6,286,391円

② 勧告後 給与月額 387,022円

年間給与 6,315,289円

(給与月額、期末手当・勤勉手当により算出)

給与月額628円(0.16%)、年間給与28,898円(0.46%)の増加(※行政職全職員を対象としているため、新規学卒採用者が含まれていない)

(1) ①の職員給与(B)とは一致しない

(4) 実施状況

- ① 平成19年の給与改定
 - ・ 特定幹部職員を除き人事委員会勧告のとおり実施。
 - ※ 特定幹部職員（本庁次長級相当以上の職員）の勤勉手当及び地域手当の遡り改定は見送り
 - 平成19年12月県議会にて関係条例可決（平成19年12月21日施行）
- ② 給与構造改革
 - ・ 人事委員会報告のとおり実施。
 - 地域手当関係の人事委員会規則改正（平成20年4月1日施行）

10 勤務条件に関する措置の要求の状況
 平成19年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

| 区 分 | 前年度末現在 未処理件数 A | 当該年度の 措置要求件数 B | 当該年度の 処理件数 | 左の内訳 | | 年度末現在 未処理件数 |
|-------|----------------------|----------------------|---------------|--------|--------|----------------|
| | | | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | |
| 給 与 | 1 | | 1 | 1 | | 0 |
| 旅 費 | | | | | | 0 |
| 休 暇 | | 1 | | | | 1 |
| 執務環境 | | | | | | 0 |
| 福利厚生 | | | | | | 0 |
| 転 任 | | | | | | 0 |
| 任 用 | | | | | | 0 |
| そ の 他 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 |
| 合 計 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 |

1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況
平成19年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位:人)

| 区 分 | 前年度末現在 未処理件数 A | 当該年度の 不服申立て件数 B | 当該年度の 処理件数 | 左の内訳 | | 年度末現在 未処理件数 |
|------------------|----------------------|-----------------------|---------------|--------|--------|----------------|
| | | | | Aの処理件数 | Bの処理件数 | |
| 分 限 処 分 | 降 給 | | | | | 0 |
| | 降 任 | | | | | 0 |
| | 休 職 | | | | | 0 |
| | 分限免職 | | | | | 0 |
| | 小 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 戒 告 | | | | | 0 |
| | 減 給 | | | | | 0 |
| | 停 職 | 1 | | 1 | 1 | 0 |
| | 懲戒免職 | | | | | 0 |
| | 小 計 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 転 任 | | | | | | 0 |
| そ の 他 | | | | | | 0 |
| 合 計 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |

登載依頼**熊本県景観審議会公告第1号**

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。
平成20年9月30日

熊本県景観審議会

- 1 開催日時
平成20年10月9日（木）
午前9時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 特定施設届出地区の見直しに伴う景観計画の変更（案）について
(2) 熊本県景観整備基本計画（仮称）の策定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県景観審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班）
（電話096-333-2524）